

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

これより質疑に入りますが、款項の大きいくくりの中での質問とさせていただきます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5 番 田 代 ただいま議長から、款項中心にした質問ということなんですけど、以前ですと政策的な質問、そういったものも含めた中で取り扱いをしていたと思うんですけど、そのような意味合いでも含めてよろしいですか。

議 長 はい、結構です。

5 番 田 代 では、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。この決算については、昨年3月の定例会での予算審議において、特に予算審査特別委員会報告書の附帯項目、これに町有地売却収入は基金に積み増しをされたいと強く申し入れて、その予算を認定されて、今回の決算に至っていると、そういう経緯がございます。当時、町では新たな財源確保に向けた取り組みとして、町有地の中で売却の可能性のある8か所の土地リストを議会全員協議会に示し説明をされております。その第一弾として、平成27年7月に篤志家より寄付された湯の沢地区字一番、1万4,000平米の土地を3区画に分割し事業提案及び価格提案による公募型プロポーザル形式によって事業者を選考されました。その結果、令和2年9月7日まで全ての土地が売却できて、先日の説明ですと、2億2,320万円の新たな財源を確保されたことは、本山町長の前向きな姿勢による成果であると思います。

私は、令和2年3月定例会、今年の3月の定例会の一般質問で、寄字一番の売却に伴う対策と売却後の歳入の取り扱いを町長に伺っております。半年前のことです。その要旨が議会広報218号、6月1日号に掲載されておりますので、町長の回答の箇所を紹介させていただきます。質問については、松田町特定土地利用計画により用途規制がされていますが、その範囲内で町や地元にとって迷惑施設が立地する可能性がありますので、その対策はというふうに私は伺いました。そのときに町長は、迷惑施設の防止策として、地域の意見を踏まえて禁止する業種を定め募集している。違反をした場合は違約金を徴収するとともに、所有権移転から10年間の買戻し特約を設定するというふうに回答を頂いています。あともう一方、売却後の収入について、これについては、どうす

るのかという質問に対しまして、売却後の歳入は人口増加策の一つとして、小学校建設整備のための基金として積立てる方針であると、このように回答頂いております。

昨日、議案第46号、財産の処分について、寄字一番、2番地の1ほか、1万2,578平米の土地売買仮契約を議決いたしました。この契約には、迷惑施設を立地させないために禁止用途の規定、さらに売買契約に違反した場合は買戻し特約の規定によって、令和12年9月6日までの10年間は町が買戻しをできる内容になっております。また、この土地の売却収入は小学校建設整備の基金への積立てということでしたが、この9月定例会では、財政調整基金への積立てについて明言されております。町長の基金に関する政策的なお考えについて質問させていただきます。

決算書、今年度の決算書403ページをお開き願いたいと思います。基金の関係のページです。ここで402ページに財政調整基金ですか、3億5,400万と、これに今回、補正第9号で1億6,000万が計上されています。これ、議決後には執行されれば5億1,400万超えになります。それで、一方で403ページです、一番上段、松田町土地開発基金、ここの現金の状況です。5,539万5,292円になっております。今回、寄字一番地一帯の3区画の全ての土地、1万4,657平米の土地売買契約金額は2億2,320万円です。

次に、決算書の18ページをお開きください。この中段より下ですね、5番です。実質収支額2億624万5,369円、これが繰越しになるわけですが、今回提案された補正9号で財政調整基金にこのうち1億6,000万円が含まれていることになると思います。議決後に積み増しされますと、先ほどお話ししたように5億1,400万円ぐらいになるというふうな説明を受けています。さらに昨日議決した寄字一番の売買契約金額についても、昨日のお話ですと、財政調整基金に積み立てるという説明をされていました。

そこで、町長にお伺いします。基金への積立てには、私は本当に賛成です。財源不足や緊急の支出を備える貯金であります財政調整基金への積立てについては、この寄の土地については、いかがなものかと考えます。どういうことかと申し上げますと、この土地については、10年間の買戻し特約がついておりま

す。したがって、公共用地、公共の利益のために取得する必要がある場合に充てるための松田町土地開発基金、これがもうしっかりした形でできていますので、こちらに積み立てるのが、私はベストだと考えます。この件に関して、町長のお考えをお願いいたします。

町 長 御質問にお答えさせていただきます。昨日、井上議員からも同じような質問があって、事務方のほうから事務的な回答はさせていただいているので、事務的な処理としては、そういった処理が可能だというふうに私も把握しておるところでございますので、同じような話してもしょうがないので、そこは外しますけども。基本的に前回にお話をいただいて、その当時はですね、学校の施設を建てるに当たって、財政推計をいろいろ組み立てる中で、なるべく将来に向けた公債費を増やすことなくですね、建てられるように考えた場合には、そういった売却収入も一般財としてあてがってですね、公債比率を下げていきたいという思いの中から、当時はここは売れたらというふうなことでお話をした記憶があります。ただ、その途中で、売れたらというようなことで言うと、売れなかったらじゃあどうするんだというような御質問も頂き、令和2年の3月の定例会において、その辺は改めさせてもらった格好で財政推計を皆さん方にお示しをして、今現在に至っているという経過がございます。

今年はですね、今年というか令和元年度には、実際に教育の施設基金に3,000万円ほど積む予算を組んでおりました。組んでおって、それを組むことによって決算上では基金が3億3,000万近くなる予定で令和元年度の予算を組んでおりましたけども、事が進んでいく中で、そこまで基金に積む必要性がなさそうだというようなことがあったものですから、そのまず3,000万円の基金に積むのはやめました。というのは、基金に積むと基金の目的がどうしてもあるので、それ以上のことが使えなくなってしまうというようなことがあったので、一応、3億という…3億何百万というところで今、止めている状態です。今現在、2億5,000万円の基金を使わせていただいて、残りが約5,000万ぐらい残るというようなことの計算上で御提示させていただいているということもありますので、今回は、売却収入に関してはですね、一旦基金に積みさせていただいて、せんだっての一般質問のときにもありますように、不測の事態にとに

かく備えるといった部分で、要は何ですかね、蓄えをしっかりと取っておくと。ただ、蓄えておくだけでは、さすがにいけないところもあるので、ここはやはり、これからの町民の方々のニーズだとかですね、経済状況をよく考えながら、タイムリーに12月の議会のときにまた出さなきゃいけないこともあるかも分かりませんし、来年度の予算編成のときに、町民サービスの低下を招かないような部分でのこともしなきゃいけないです。

ですから、ここはまたあれかも分かりませんがね、米100俵というようなことをよくありますけども、やはり我慢すべきところは我慢をして、やはり困っている人のところになるべくお金を与えながら、やはり松田町も未来が当然あるわけですので、その未来への投資も考えつつですね、バランスよいような格好で、そのための予算をですね、使ってまいりたいというふうなことで、今回基金に積立てさせていただきたいというふうに考え直したといひましようかね、変わってきたということで御承知いただければと思います。以上です。

5 番 田 代 先ほどの、去年のやり取りの中で、小学校の整備基金、これについては当時まだ財源確保がはっきり見えてなかった、国庫または起債そういったものが見えてなかったのが、ここではっきりしたから、もう小学校のほうには積まないよと。もうある程度、今の補助体制でやっていけるだろうと。私も昨日、特別委員会で国庫補助金の流れを見て、そのとおりだと考えております。ですから、その件に関しては非常に理解しております。

次に、この1億6,000万を財調に積み立てるのは、私はそれで結構だと思います。このとおりやってもらって、5億少々の基金ができると。それはそれで納得しております。ですから、ここでお話ししたいのは、寄一番地ですか、これについては、昨日頂いたこの議案46号財産の処分について議決させていただいたんですけども、その中の売買契約の契約書の中の、特に15条から18条までですか、10年間の指定期間ですね、町の禁ずる用途に指定している…禁じる用途のものをつくってしまった場合には解約できるよと。いろいろな条件を付して、近隣の湯の沢地区の住民、または寄本村の入り口になっておりますので、その地域の環境を守るために、すばらしい契約をされたと思います。この中に10年の特約があるわけですよ。10年間、先方がこの契約に違反したときは町が

買戻しをできると。買戻しすることができるというふうにはっきりうたっております。ということは、この1億…全部で2億超える、3か所の場合ですと2億2,000万ぐらいだったかな。そうですね、2億2,320万、これが3か所の売却額だと思います。この3か所の買われた人が違反行為をした場合は、罰則金も取れる。場合によって10年間までは買戻しをすることができる。そうしますと、確かにお金は頂いたんですけれども、財調に積んで、不測のときにそれを使ってしまったときに、10年以内に契約違反の問題ができて買戻しするときのお金がないというのは、私、不安ですし、また地域の住民のためにも、やはり町としての責務を全うする義務があるということで、そのお金に関して、私の言うのは、この売却して得た2億2,320万円、このお金については、土地開発基金に積み立てていただくと。この土地が開発基金条例、松田町も定めていますけれども、積み立ててはあるんですけれども、不測のときに貸し出すこともできるんですよ。お金が足りないときに、これから貸してもらって、また戻してもらうという約束事はあるんですけれども、やはりこれは10年間の住民に対する担保ですので、財調と一緒にされないで、この土地開発基金、こちらのほうにぜひためていただいて、町民のために、10年後何も問題なかったら、もう自由に使えるお金ですので、そういったことで町長、やっていただけないでしょうか。

町長 田代議員の御要望であるので、何とかして、その御要望に沿った格好でというお答えもしたいのもあるんですけれども、これ土地開発基金にお金を入れてもですね、多分、一般の財調に入れても、結果的にはこの分は、もうある意味、使えないという表現もあれでしょうけど、こういった理由づけがあるお金なんだよというのは、どっちにしろつくことだと思うんです。なので、その土地開発基金にお金入れてしまえば、確かに土地開発基金の目的に沿った格好でしか使えないので、そんなに自由に使えるものじゃなくて、財調の部分は確かに自由に使えるので、ちょっと使い過ぎちゃったとか、もしものことのためにというようなこともあろうかと思います。実際、その30%ということがあるので、約6,000万円ぐらいのお金が最終的には残る部分もありますけれども、その前です、その前に、私なんかがちょっと今、考えさせていただいている、何て

いうんですかね、10年間の中での買戻し特権の中で、一言話をするんですね、要は契約した相手がものすごく怪しくてですね、いいかげんな会社で、創業も本当に短くて、何か、何ていうんですかね、大丈夫かなというような会社だとすれば、まさに契約時点でですね、我々としても契約をしないような会社なのかなといった部分でいくと、かなり私自身は真摯な会社だというふうに、やりのれんもある会社といいましょうかね、そういうふうに考えていますので、何ていうかな、やっちゃいけない事項を違反してまでやられるような会社じゃないというふうに、私にすれば、またそれこそ客観的というか、私自身の感覚ですけども、そういった判断をして入札のメンバーの中に許可をして入札をしたという結果がございますので、そういった点では信用させていただいてですね、きちっと事業も展開していただけるということも含めながら、これは安心してとまでは言いませんけども、財調にしっかりとためて、ある意味、使う側としては条件をよく、事務的にですね、よく理解しながらやっていかせていただければというふうに考えております。非常に恐縮ですけど、そういった回答でお願いします。以上です。

- 5 番 田 代 昨日町長が名言を残されましたので、ちょっと思い出してお話しさせていただきますけれども。金を残すは三流、名を残すは二流、人を残すは一流というふうなことで、何でもお金をためればいいんじゃないよと。人のために、または人づくりのためにお金は使うんだよというお話の中で、それと関連づけると、財調のほうのがその使い道は広いんじゃないかというふうにもとれますけれども。一応我々地方公共団体は条例によって動いております。くどいようですが、松田町の財政調整基金条例、それと土地開発基金条例、2つあります。土地開発基金条例については、昭和50年3月に制定しております。この内容については冒頭申し上げましたが、再度繰り返させていただくと、公共の用地、公共の利益のために取得する必要がある土地。それをあらかじめ取得する資金に充てるためのことを目的として制定してます。一方で財政調整基金については財源不足、緊急の支出を生じた場合に備えた貯金だと、このように徹底的に違います。確かに町長が言われるように、安心できる業者だよというのは私も分かります。ただ、やはり公共団体ですから、万一のことがあったために、や

はり今の段階では土地開発基金に積んでいただいて。それでね、確かに10年っていう縛りはありますけれども、初めの入り口って大事だと思うんですよ。ある程度の期間様子を見て、あ、これだったら大丈夫だなというときにはまた議会にお諮りして、それを必要なところに手当てをしていくということで、現段階ではやはり入り口論として、土地開発基金に積んでいただくということを私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

町

長 再度の御要望、ありがとうございます。おっしゃるのも当然よく分かります。何て言ったらいいんでしょうかね。やっぱりこの財調を使うときってというのは、必ず我々が勝手にできるものではないですし、やっぱり議員の皆様方の御承知をいただきながらやっていくわけですし。土地開発基金の部分はどうかすると目的によってというか、額によってはある程度我々が自由に、それこそ自由に使えるといいましようかね、報告で済むようなことになっておると思います。ですから、どっちかといえば縛りがあるのは財調のほうで、使い道はいろいろあるにしても、議員の皆様方の承諾を得ないと使えないといったこともあるので、これはもうどこにお金を置いておくかの、そんな話ではあると思うんですけども。財調にしっかり入れてですね。私の感覚は今回の第9号もそうですけども、1億6,000万の話もそうですけど、そのままずっと残しておいてもよかったんですけどね。やっぱり表に出して、これはもう使わないと、財調に乗せれば議員の皆さんたちの了解をもらわないとお金を使えないというふうに、あえてロックするためにそっちに譲ったという意図があります。なので、今回も財政調整基金に積むことによって、いや、それはおまえ、10年前の買戻し特権のやつがあったけど大丈夫かというようなことが、ずっと脈々と伝統としてありながらですね、その状況を見て約3年以内に、用途に使ってほしいというようなことなんかも、今回の契約書の中にもうたってあるところもありますから、そういった格好でいくと、3年後も含めて皆さん方にはまだ任期があらうかと思いますので、そういった格好でお互いで調整しながらですね、財政調整基金にためた中で、厳しくそのお金の使い方をチェックしていただければ、より安心じゃないかなというふうに思ってますので。そういった、私はそういう感覚でいますので、財調のほうのほうがり、我々は適当にお金が扱えないから安

心ではないかなというふうに考えておるところで御理解いただければと思います。以上です。

- 5 番 田 代 非常に親切な回答、ありがとうございます。しかしながら、ちょっとこの辺は町長と私の考えが相反するんですけども。財調は縛りがあるけれども、土地開発基金は縛りがないという表現をされましたけれども、これは全く同じです。土地開発基金で道路を買うために、決められた額以外のものであれば町長の執行権です。しかしながら、やはりある程度大きい金になりますと、いろんな議会が関与する面があります。ですから、私はこれは両方について縛りがあると考えて当然だし、当然執行者側もこういったお金をいろいろ使うときには、議会に風通しをよく説明していただいて、合意のもとに進めていくということで構わないと思います。今日はね、問題提起ということで、政策に対する問題提起ということで最後締めさせていただきます。

これが今、1つ目の土地は今年の4月ですね。寄の湯の沢地区の3か所で分割したうちの土地の2,200万ぐらいが初めに売れた土地。今回ここで残りの2つが売れたと。それで全部終わったということで、これについてはこれからやはり動きがあると思います。町長も財調に積みたいというの、担当が、政策課長が話されたかどうかちょっと忘れましたが、財調に積んでいくんだということは、問題提起ということで今日は受けとめさせていただきます。今お話ししたようなやりとりの中で、私も町長も町をよくするためにこのお金をどういうふうにするかという前向きな私は理論だと思います。ですから、まだ時間もありますのでね、いろいろな角度から検討していただいて、私は土地開発基金だと思います。またこういった論戦をできることを楽しみにして、次回までに保留ということで質問を終わらせてもらいます。終わります。

議 長 ほかにございますか。

- 6 番 井 上 何点かですね、お伺いをしたいと思います。まずですね、全般的な話という、質疑ということですので。今回午前中にですね、一般会計決算についての説明をいただきました。その中でですね、説明としてはほとんどの方がですね、多額な、1,000万円を超える各目についてですね、1,000万円を超える不用額が出ているのにですね、その不用額の説明がなかったというふうに思います。それ

についてですね、なぜ1,000万円以上の不用額があったのに、説明をされなかったのか。それは制度的なものなのか。もう3月ぎりぎりまでの執行する期間があったんだけど、そこで出てしまったのか。そういった理由を含めてですね、説明をお願いをしたいと思います。

款項目でちょっと説明をさせていただきます。企画費のですね、7、企画費で不用額が4,532万円ございます。（「何ページですか。」の声あり）ちょっとページ分かりません。メモ紙に書いてありますので。（「67ページ。」の声あり）企画費の4,532万円で分かると思います。続きましてですね、社会福祉総務費のですね、繰出金の中の1,968万2,000円。続きましてし尿処理費の負担金補助及び交付金の1,268万4,000円。公園管理費の、目の公園管理費全体の不用額として1,524万9,000円。教育費の事務局費の中で積立金。これは今、町長が前者の質疑の中でお答えになった部分かと思いますが。そこで3,000万2,000円。あと松田小学校費の中でですね、目全体として1,614万7,000円。あとですね、公債費の目の2、利子の中で1,438万8,000円というですね、不用額が残っています。これらについてのですね、不用額の生じた理由等をですね、説明をいただきたいと思います。

政策推進課長 それでは67ページになります企画費でございます。不用額4,532万516円でございますが。主なものにつきましては、企画費の委託料でございます。こちらにつきましては、まず1つ目が地方創生臨時交付金といいまして、国の制度でございます。当初申請をし、その金額について3月の実績をもって変更する規定がございまして、3月末までの実績がありましたので、事業の縮小は粛々としていく中で、1,800万円ほどの事業、規模の縮小をして進んできた。それを3月末の実績をもって初めて確定するため、ここで不用額としてさせていただいたものでございます。途中の補正等はちょっとできない状況がございましたので、最終的な部分でいわゆる事業の規模、いわゆる改修ですね。車庫等の旧松田土木事務所、スプラポの車庫を当初工事費で1,200万ほどの事業費を組んでいたんですが。規模をなるべく事業の事業費を縮小し、一般財の2分の1の部分を削減するという観点も踏まえて、減額になったものでございます。

そしてもう一つがですね、ふるさと納税でございます。歳入がですね、当初

1億1,500万円見込んでいましたが、その部分に対して委託料がございます。
こちらですね、3月末までちょっと実績のほうが確定する状況がございましたので、ここで1,600万円ほどの残額が出たものでございます。以上です。

町 民 課 長 国民健康保険事業特別会計への繰出金につきまして…（「何ページ。」の声あり）すみません、ページがですね、97ページになります。当初の予算では5,381万6,000円ということで、差額がですね、1,917万2,765円ということで、こちらのほうはですね、法定内分の繰入れはしたんですけども、国保会計が黒字だったため、一般会計への繰入金というのを、その他の法定外部分は行わなかったということでございます。

環境上下水道課長 ページ123ページ、し尿処理費の負担金補助及び交付金でございます。残額の1,268万4,000円の主なものにつきましては、合併処理浄化槽の補助金に関する残額でございます。年度当初、当初予算額1,492万円、15基で予算計上しておりましたが、最終的に年度通算3基の支出になりましたので、その残が1,268万4,000円のほとんどを占めているところでございます。以上です。

観 光 経 済 課 長 それでは137ページ、公園管理費のほうをお願いいたします。不用額につきましては1,524万9,273円でございます。その下見ていただきますと、節ごとで賃金315万2,055円、また需用費662万2,200円、委託料377万6,307円といったものが主でございます。大きくはですね、まず11月以降、開園日が従来水曜日から日曜日までやった部分が、金曜日から日曜日というところが1つ大きくございます。また年度末に向けましては、コロナの影響も、桜まつり短縮も含めて影響があったものということで、この補正のタイミングを逸したというところもございます。以上でございます。

教 育 課 長 172ページなんです、172ページから175ページで、松田小学校の具体的には175ページの工事請負費、977万8,831円の不用額でございました。こちらにつきましては、ページを戻っていただきまして、繰越明許が5,879万8,000円というのがございまして、こちらは松田小学校のエアコンの部分でございました。これにつきまして工事費が、エアコン工事がそれよりもですね、安く収まったということで、不用額が出たということでございます。以上です。

議 長 161ページの積立金ですね。

政策推進課長 199ページになります。利子のほうでございます。こちらにつきましては毎年でございますが、前年度の起債を予定どおり全て借りるという前提の中で、利率もですね、今のところ2%で毎年計上しております。最終的には実質的には1%未満の利率になってしまうので、毎年このような額が出てしまう状況で進めている状況でございます。なおですね、この利率につきましても、ある程度確定しているものであれば、最初から低い利率で計上する予定では考えているところでございます。以上です。

6 番 井 上 なぜあえてここで不用額についてをお聞きしたかというのですね、やはり午前中ですね、代表監査委員の報告の中にですね、あるということは、それぞれ毎月の監査等でもですね、それらが指摘をされていると思います。その中で、制度的に3月までに執行が終わらないと確定できないというところもあるかと思えますけれども、やはり大きなものはやはり一般財源、町税、税金の使途をですね、的確にやっていくということがですね、やっぱり行政に求められていると思います。例えばし尿処理費についても、3基というのはもう例えば3月補正の時点でいけばね、それを全額残さないともう執行できないのかというふうな判断というの。例えば一つの例を出して申し訳ないんですけども、年間で14基のところは3基しか執行できてなかったというのは、それは3月の末になって分かる話ではないと思います。例えばあと公債費の利子についてもですね、借入れはその3月末に借入れをしていくのではなく、前年の借入れに対する利子の発生を、その翌年度に支出をしていくというふうに思います。そういった部分をですね、やはり午前中の説明の中でもですね、それは代表監査委員からの指摘事項にもあるということの中で、丁寧な説明をですね、していき、またそれはこういう状況でやむを得ない状況であるのかどうか。そういったところをですね、やはり議会の中で明らかにすべきではないかなというふうに思いますので、また来年度もですね、同じようなことをお聞きするかもしれませんけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

もう1点といたしましては、住宅管理費の中でですね、大分住宅管理費の使用料及び賃借料がですね、前年の支出に比べて500万円減額となっています。これはやはり町営住宅の建設に伴いですね、住宅用地として借入れた土地を返

済したことによる部分だというふうに思います。令和元年度の決算ではね、その住宅敷地賃借料としてですね、六十何万、68万というふうに大分減ってきています。としますとですね、今まで住宅PFI事業で整備したときの様々なシミュレーションがあった中で、そのシミュレーションの実態に応じたですね、住宅借地料のPFI住宅を建てることによって、住宅借地料が減少をしていくというそのシミュレーションにですね、合ってるのかどうかということをですね、確認をして質問をさせていただきたいと思います。

参事兼総務課長 井上議員の質問にお答えさせていただきます。まず住宅用地、借入れしている部分の土地等賃借料につきましては、若干工事が遅れた影響で、昨年度八十何万の支出がございます。その部分については全てもう返還しましたので、今年度以降は生じないような状況でありますので、シミュレーションどおりでいっていると考えてよろしいかと思います。

6 番 井 上 分かりました。若干住宅のですね、敷地の返還、今まで借りていた土地の返還についてもですね、ちょっと地元ともいろいろな話が聞いておりますので、それらを含めてですね、丁寧に対応していただきたいと思います。

最後になりますが、もう1点ですね、これは継続事業で、令和元年、令和2年ということで、防災行政無線のデジタル化の工事です。この決算の中でですね、1億3,600万ということで、決算のほうが上がっていますけれども。もうほぼですね、デジタル化のほうは完成をしたのかなというふうに思います。ただ実感としてですね、聞こえがよくないということがあります。この工事です、やる前の説明ではですね、すごいよく聞こえるようになるという説明があつてですね、この工事についてもですね、議会としてもですね、予算、契約の議決をしたというふうに考えております。スピーカーの数も増えて向きも検討するというふうなところでもありました。これは令和2年度・3年度のことですね、継続事業ということで…令和元年度・2年度ですね、の継続事業ということで、これも完成をしたと思いますが。それらのですね、同報無線のスピーカー等の実際に難聴地域等々のですね、精査は行ったのか。実際にそれぞれのどういう場所ですね、聞こえて、聞こえてるというかですね、よく聞こえないとか、ちょっとこれだと風雨が激しいときには聞こえないと。そういうことに

伴ってですね、先日も説明がありました受信機の貸与等を行うと思いますが、そういった実証はされてるのかお伺いをしたいと思います。

参事兼総務課長 今の質問にお答えします。工事自体は全部終わってるわけではなくて、今実際にですね、その時間帯、鳴る時間帯にその地域に赴いて、聞こえ方とかですね、その辺を確認をしております。その状況の中で向きを変えてみたりですか、そういったことの検討を業者とやってる状況でございますので、また何かお気づきの点があれば、教えていただけるとありがたいとございますので、よろしくお願いいたします。

6 番 井 上 分かりました。現在進行中ということで理解をしました。またそういった難聴地域等があればですね、各地形図といいますかね、そういったものに落とし込んだものを、プロットしたものをですね、また議会のほうに報告していただければというふうに思います。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

10 番 齋 藤 今6番議員が歳出のほうでのことを聞いたんですけど。歳入の件ですけれども、収入未済額が1億5,000万余のお金があるんですけども、2月中旬からコロナの影響とかでいろいろ出てると思うんですけど、税収とか、イベントやらなかったとか、そういったコロナの影響によるものがどれだけあって、そうじゃなくても入らない部分とか、その辺の分析はされてるんでしょうかね。

税 務 課 長 ただいま齋藤議員の御質問にお答えをします。町税の収納状況ということで御説明させていただきたいと思います。コロナウイルスが2月から流行し始めまして、今現在、令和2年度の収納率になってしまうんですが、令和2年度の8月末現在の収納率につきましては52.59%でございます。これはですね、前年度と比較しまして、前年度がやはり53.71%なので、ほぼ、0.34%ですか、の差だけで、基本的には今現在あまりコロナの影響は出てないような状況でございます。ただ、今後、この間もお話しさせていただきましたが、長引けば影響が出てくるかもしれないということで危惧をしております。以上でございます。

観 光 経 済 課 長 コロナの影響でイベントのこともおっしゃられてたかと思いますので、ちょっと手持ちではございますが、資料で分かる範囲の数字をお示ししたいと思います。

ます。まず桜まつり、これにつきましては御案内かと思いますが、3月8日までを予定してございました。これが感染がだんだん蔓延したことにより3月1日でお祭りを閉じさせていただいてございます。入り込み客につきましては、10万7,000人と。前年度が12万人でございました。つきましては1万3,000人減少という数字のものもでございます。また金額、歳入面のお話がございましたので、ハーブガーデンの収入としまして3月分ですね、今申し上げた3月分、一番分かりやすいところかと思いますが申し上げますと、平成30年度売店含めて収入が467万ございました。これが今年その3月でお祭り閉めた関係もございまして、97万3,000円と。前年対比、この単月で370万円の減収がございました。以上でございます。

政策推進課長 全体的な歳入につきましては、今、国のほうはですね、2021年度予算編成に向けて、1か月遅れの9月末に方針を出すということを見据えながらですね、今後の様々な収入と交付税も含めて調査をしているところでございます。また国のほうはですね、調査会のほうにおきまして、7月末現在の各県の収入の見込み状況を全部出しておりますので、そうすると例えば地方消費税の額がどのくらい増えたのかとか、そういう部分を含めてですね、最終的に予算編成に向けて取り組んでいきたいと思います。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。コロナ、多分来年まで続いて、なかなかワクチンがどうのこうのとニュースでもやられてますし。これが住宅とか貸してるとか、賃貸住宅とか、新しい子育て世代住宅だとか、あの辺の収入は特に未納とかその辺の関係はあるんですか。

参事兼総務課長 町でお貸ししている住宅について、コロナの関係による未納というのはございません。

10番 齋 藤 いろんなところに影響がしてしまってますので、その辺ちょっと住宅借りてる人たちで、お金大変だとかいろんなことが出てくると思います。そんな相談も、多分町にたくさん来てるのかなとは思いますが。その辺の対応をスムーズにしていいただければと思うんですけど。その辺の相談件数とかというのは何かあるんですかね。具体的に出てますか。

税 務 課 長 町税の関係でいいますと、コロナの関係で、町税の徴収猶予というのがござ

います。これは前年度の決まった月、2月からの月で前年度の収入20%以上落っこってるようなところに対しては、納期を1年間延長するという制度でございしますが。今現在ですね、徴収猶予の申請件数は5件で、個人の方はいらっしゃらないです。事業所の方が5事業所ということで、個人の方はいらっしゃらない状況でございします。以上でございします。

10番 齋藤 分かりました。来年も予算…来年のまたこの時期に決算とかまたやったりしますし、来年の予算もまた3月につけなきゃいけないので、なかなか予算組みも大変かと思うんですけど。その辺を御考慮に入れながら作っていただければと思います。終わります。

議 長 ほかにございしますか。

8番 中野 1点だけお聞かせください。総務費、総務管理費の中の文化センター。ページから言えば73ページの最下段になりますが。この施設につきましては、前町長時代からも築40年近くもうたってるんでということで、存続させるべきか、壊してまたそれ以外のものに使うかということがさんざん議論されてきた経緯がございします。そして、結果的にはこの町にもやはりあの程度のものがなくては困るということで、それならばということで、15年ほどのまだまだ使っていこうというような形になって、耐震化、そして雨漏り、ボルダリング建設によって雨漏りが直ってると。それでこのたびの電気系統の工事。いろんな修理改修が行われてきまして、数億の費用がかかっておるわけでございしますが。これに毎年この文化センターの経費的に見ると、3,000万円以上がかかっているということでございします。それで今回の自主事業、前年1回だけやって、売上げが、収入が190万、支出が210万ということで、とんとん程度ということでございします。

よくここで議論されたのは、稼げる施設にしていこうよというようなことがよく言われていましたが。別に私、公民館も含んでいるので、稼げるというよりか、もっともっと広く有意義に使ってもらふ施設というふうな思いの強いんじゃないか、私は強いわけでございしますが。しかしながら利用収入なんていうのを見ますと幾らもないんですね。260万ぐらいしかないんですよ。したがいきまして、それで3,000万円以上の経費がかかっていると、せっかく

数億円かけて補修、修理をしてきたものが、このまま来年度以降も今までどおりの運営の仕方ですと、このままの推移で終わってしまうんじゃないかと。一部の町民の人たちにだけしか使われてないのでは非常にもったいないなと私は常に思っているわけでございます。

そこでその点についてですね、来年度以降の運営の仕方と、多分そのうち指定管理者に委ねるとかという思いもあろうかとは思いますが。すぐにすぐというものではなかろうかと思います。教育課のほうで今後の運営、また利用の仕方等を考えておられることがあるならばお聞かせをいただきたいと思います。

教 育 課 長 文化センターのあり方につきましては、平成29年度末に文化センターのあり方ということで、今後はですね、指定管理者も含めまして議論をしていこうということで、その管理のあり方について計画がまとめられたところでございます。そういった中で、そういう指定管理者の方につきましては、業者も見に来ていただいたんですが、サウンディングという形で、センターの中身を見て回った経過がございます。御指摘のとおり年間の維持費もかかっておりますので、どうやったら収入維持をしていくかということで、自主事業も始めましょうということで、昨年度は3回の予算に対して1回しかできなかったんですが、引き続き今年度も予算を見させていただきまして模索をしているところでございます。すぐにはすぐという結果は出ませんが、十分に町の中で協議をしていきまして、その維持ができますように十分に考えていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いします。

8 番 中 野 具体的なね、これが一番ベストだよ、ベターだよというのはすぐにはすぐ思いつかないと思いますけども、今のまま何もせずでいるならば、本当にあの施設は金食い虫、金食い虫になってしまいますのでね、ぜひ皆さんの才能のあるところで、いろいろなイベントも結構ですし、利用され方でも考えていただきまして、PR等も含めて、誰からも愛される町民文化センターであってほしいなと、そんなふうに思うわけでございますが。ぜひその辺を要望して終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第1号につきましては、一般会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって認定第1号は一般会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査をすることに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副委員長など、必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら議長まで報告願います。

議 長 暫時休憩します。(13時58分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(14時00分)

構成委員の報告がありました。読み上げます。委員は議長を除く議員6名で構成されます。名前を読み上げます。寺嶋正君、南雲まさ子君、平野由里子君、内田晃君、古谷星工人君、唐澤一代君。委員長は南雲まさ子君、副委員長は唐澤一代君です。

一般会計決算審査特別委員会の委員及び正・副委員長選任したことに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員の方は令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査をよろしくお願いいたします。なお議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 暫時休憩とします。午後4時半から再開します。なお、この休憩時間中にこの場で全員協議会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(14時02分)